

墨田区消費者ニュース

令和3年7月発行 第176号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)

〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



多種多様なキャッシュレス決済 - キャッシュレス決済の注意事項と選び方 -

キャッシュレス決済は、便利でポイントも付いてお得です。

キャッシュレス決済には、クレジットカードや電子マネー、最近では「〇〇ペイ」なども増えて、種類はさまざまです。

政府は、キャッシュレス決済を推進する構えで、令和7年までにキャッシュレス決済で支払う金額の比率を4割まで増やそうと考えています。

もちろん現金での支払いがなくなる訳ではありませんが、便利な反面、他人に悪用されるなどの被害も増えていきます。クレジットカードなどは、毎月送られてくる利用明細書を必ず確認するなど、身に覚えのない利用がないかチェックする必要があります。さらに、保有するキャッシュレス決済の種類を、自分の生活スタイルに合わせて必要以上に増やさないことも肝心です。

消費者として、それぞれの特徴をよく理解した上で、自分にあった決済方法を選びましょう。



「消費者庁イラスト集」より

すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

●区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図



偽の通販サイトに関する注意喚起

有名なブランドのロゴを盗用した偽サイトに注意してください！

【相談事例】

3日前、SNS上で海外メーカーの調理器具の安売り広告をみつけ、広告内のリンクから販売サイトに入った。通常の半額位になっている。

クレジットカードで注文しようとしたが、夫に有名なブランドなのに安すぎておかしいのではないかと言われた。本物と同じロゴが入っているので信用できると思った。同種の相談はあるか。

【アドバイス】

通販サイトで商品を注文して代金を支払ったものの商品が届かない、業者と連絡がつかないなどの相談が消費者センターには多数寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、有名なブランドのロゴや商品の画像を盗用した偽の通販サイトにおいて、商品を注文して代金を支払ったにもかかわらず商品が届かないという被害（消費者を欺く行為）の発生を確認したため、消費者庁は消費者安全法に基づき令和3年4月30日注意喚起情報を出しました。以下の5サイトです。

サイトの種類	表示されている商品
「STAUB」のロゴを盗用した偽サイト（偽ストウブサイト）	「STAUB」ブランドの調理器具
「TOPVALU」のロゴを盗用した偽サイト（偽トップバリュサイト）	「Yogibo」ブランドのソファ
「FELT」のロゴを盗用した偽サイト（偽電動アシスト自転車通販サイト）	複数のメーカーの電動アシスト自転車など
「株式会社DIY工具雑貨店」が運営する偽サイト（屋号「offerkeys」又は「Everyou」）	DIY関連商品など
「株式会社レディースファッション通販」が運営する偽サイト（屋号「allcooling」）	衣料品、生活雑貨、食料品など

■ 注意点

金融機関の口座が個人名義の場合には振り込まない。

複数の通販サイトと販売価格を比較しましょう。

注文する前にサイトの運営者の情報をよく確認しましょう。（業者名、住所、電話番号など）

SNS上の広告や検索サイトの検索結果であってもよく確認してから申し込みましょう。